

令和 5 年第 1 回（3 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 総務企画課・福祉保健課・税務会計課・議会事務局 】

招集年月日	令和 5 年 3 月 9 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 5 年 3 月 9 日（木） 13:30～15:25		
出席委員 (4 名)	委員長 松本 正明	委 員 三村 敏子	委 員 菅原 史夫
	委 員 戸部 誉		
欠 席 委 員 (2 名)	副委員長 黒瀬 友基	委 員 石井 正樹	
出席職員 (13 名)	【特別職】 副村長 工藤 敏行 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 薄井 伯征 主 査 遠藤 有子 主 査 進藤 智哉 主 査 小形谷範子 主 査 庄司都志哉 主 任 相原 千里 【税務会計課】 課 長 伊東 寛 主 査 宮田 文美 主 査 工藤 修功 主 任 岡田 智子 主 事 西尾 莉沙		

付 託 事 件	議案第 1 号 大潟村個人情報保護法施行条例案
	議案第 2 号 大潟村個人情報保護審査会条例案
	議案第 3 号 大潟村文化財保護条例案
	議案第 5 号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第 7 号 大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案
	議案第 8 号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
	議案第 9 号 大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
	議案第 12 号 令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第 13 号 令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第 14 号	令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第 15 号	令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
議案第 16 号	令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第 17 号	令和 4 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
陳 情 第 1 号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

発言者	発 言 要 旨
松本委員長	(開会 13:30) ただいまより、総務福祉教育常任委員会を開会します。 ただいまの出席委員数は 4 名で定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。本委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。なお、会議録の署名は出来次第、全委員にお願いします。 審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案及び陳情等を確認します。 議案第 1 号「大潟村個人情報保護法施行条例案」、 議案第 2 号「大潟村個人情報保護審査会条例案」、 議案第 3 号「大潟村文化財保護条例案」、 議案第 5 号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、 議案第 7 号「大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案」、 議案第 8 号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、 議案第 9 号「大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」、 議案第 12 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」、 議案第 13 号「令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」、 議案第 14 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 15 号「令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」、 議案第 16 号「令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」、 議案第 17 号「令和 4 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」、 陳情第 1 号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」

発言者	発言要旨
	の以上、11 件です。 それでは当委員会に付託された案件について、審査に入ります。 議案第 1 号「大潟村個人情報保護法施行条例案」について当局より説明を求めます。
進藤主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（史）委員	今回の改正により、具体的に何が変わるか教えていただけますか。
進藤主査	手続き上大きく変わる点はありませんが、例えば個人情報の開示請求等があった場合の手続き方法につきましては、様式等が国の雛形に則った様式に統一されるといった点や、大規模な情報漏えい等の事案があった場合個人情報保護委員会に対して報告義務が発生するといったことが変更点となっております。
菅原（史）委員	例えば個人情報の開示の請求があった場合に、その可否について今までは各地方公共団体の判断で行っていたものが、今回統一されて個人情報保護委員会で決めるということになるのですか。
進藤主査	現行の個人情報保護条例においても審査会の規定がありまして、実際に審査会が設置されたことはありませんが、例えば個人情報の開示請求があつて、それに対して諮問庁である当局が不開示等の決定をした場合、必要に応じて条例に基づき審査会が開かれて、その不開示が正しいのかどうかの審査を行うという形になっておりました。 今後は審査会条例という形で別途設けられることとなりますが、基本的には行われる手続きに変わりはありません。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。

発言者	発 言 要 旨
松本委員長	【なしの声】 ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 1 号「大潟村個人情報保護法施行条例案」に賛成の方の挙手を求めます。
松本委員長	【全員挙手】 議案第 1 号は全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、議案第 2 号「大潟村個人情報保護審査会条例案」について、当局より説明を求めます。
進藤主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。
戸部委員	先ほど、現行条例で実際に審査会は開かれたことがないという話でしたが、この 5 人のメンバーはどのような構成だったのでしょうか。
進藤主査	現行の条例において審査会の定めがありますが、審査会自体開かれたことがありませんでした。村の場合はそういった事由が発生したときに、まず審査会を設置して、委員等の委嘱を行うということになっておりますので、メンバー自体も現在のところ交渉、選任をしたことがないというのが実情でございます。
戸部委員	では、いざ審査会を開くとなった場合は選出されますか。有識者なり色々というと思いますが。
進藤主査	審査会につきましては第 4 条について定めがありますとおり、優れた識見を有する者のうちから村長が任命するということとなっております。 実際に設置するとなると、まず当局側で協議等を行うことになると思いますが、有識者を含め法令関係に詳しい方、村内外問わずそういった職にある方などをお願いすることになるかと思います。

発言者	発言要旨
菅原（史）委員	条例には罰則規定もこのように明記してもいいのでしょうか。 1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せるとなっていますが、法律的な裏づけとは別に、こういうふうな形で条例の中に入れ込むことができるのですか。
進藤主査	罰則につきましては、今回審査会について定めるのは全国の自治体で行われることですが、国や個人情報保護委員会からの事前に罰則についても設けることができるという説明がありました。その場合は事前に検察庁との協議が必要であり、現在検察庁との間で事前協議、本協議が終わっておりまして、条文として法令上問題がないということで確認がとれております。本定例会で可決後この条例を検察庁に提出し、法令に基づいた処理を行って効力が発生するといった流れになります。
菅原（史）委員	例えば秘密を漏らした者がこの1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられたとしたら、これは条例違反になって前科がつくのでしょうか。それとも条例違反は大丈夫なのでしょうか。
進藤主査	確認して後ほど回答させていただきます。
菅原（史）委員	先ほどの資料で出た個人情報保護委員会と、個人情報保護審査会の役割の違いについて教えてください。
進藤主査	現行では個人情報保護委員会は民間事業者のみの個人情報の法令に基づくものを所管する組織として定められておりました。 今回の見直しにより、民間事業者や国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等を全て所管する形に変わっており、併せて今まで条例で定められていたものも上位の個人情報保護法の定めによるということとなっております。 実際の個人情報保護委員会の役割は、各組織の監督、助言等を行うようなものとなっております、個人情報審査会につきましては、その団体の中で請求等があった場合に審査を行うということとなっておりますので、役割はそれぞれ違うものとなっております。
菅原（史）委員	条文に合議体で審議すると出てますが、国の準則として出したっていうこ

発言者	発言要旨
	とは何か意味があるのでしょうか。監査などは合議制で、多数決じゃなくてやっていくものなので、それと同じことであえてこういうふうに出しているのか、物事を決めるときには非常に決めづらいシステムだと思います。 その辺についてはやり方も含めて国の方から雛形等来ていますか。
進藤主査	個人情報保護委員会につきましては地方公共団体から相談窓口にもなっておりますので、どういった進め方がふさわしいのかということを問い合わせして実際の事例等も含めてお聞きすることもできますので、後ほど回答させていただきたいと思います。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第2号「大潟村個人情報保護審査会例案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	議案第2号は全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、議案第5号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
遠藤主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。
菅原（史）委員	前回、12月定例会ときにはこれは出す必要はなかったんですか。

発言者	発 言 要 旨
遠藤主査	あの時は確か表があって、年齢が 60 歳からずっと 65 歳までっていう感じになってたかと思いますが、そのときにはこれがまだできなかったということで今回出てきたということなんですか。 12 月議会ではなく 3 月議会で上程する理由としては、秋田県総合事務組合の退職手当に関する条例改正との兼ね合いがございます。 こちらの総合事務組合の退職手当に関する条例の改正がこの 2 月に可決されました。秋田県総合事務組合とは市町村が負担金を払い、市町村職員の退職手当を支給する事務を担っている組合であります。 この秋田県総合事務組合の退職手当に関する条例中に早期退職募集の規定があり、各構成団体はそれに準じてこの今回の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を規定しております。 このため、秋田県総合事務組合が早期退職年齢を引き上げる改正を行った後に村がこの改正をしなくてはならなかったという理由があり、この議会での上程となりました。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 5 号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	議案第 5 号は全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、議案第 7 号「大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。

発言者	発言要旨
庄司主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。
三村委員	他の基金はこうなってはなかったですか。 基金を有価証券に変えることができるようにするのは、長期にわたって運用ができるということが理由でしょうか。
庄司主査	かんがい排水施設整備基金につきましては、こちらを利用するのがかんがい排水施設整備事業終了後の負担金の支出に対してということで、令和 25 年、20 年後あたりを予定しておりまして、その間は積み立てていだけということになります。 今回長期に取り崩す予定がないということで、有価証券での運用を実施しようというもので、この条例案を整備しました。 他の基金条例ですが、財政調整基金などいくつかの基金条例には既にこの条項が整理されているものもありますが、基金の種類によってこの条文があったりなかったりという状況になっております。 他の市町村でも同様のようで、基金の種類によって色々ですが、村のかんがい排水施設整備基金条例にはこの条項がなかったので今回追加させていただきました。
菅原（史）委員	長期間、20 数年にわたるということですが、シミュレーションしてみたかとは思いますが、どのようなシミュレーションになってるんでしょうか。
庄司主査	昨年 12 月ごろの利率でのシミュレーションになりますが、現在 2 億円ほど基金の残高がありまして、それから毎年仮に 5000 万ずつというような形で 20 年間積み立てを続けていったとして、今の形で銀行に定期預金という形で預けていくと、運用利息は約 20 万円になりますが、債券の運用にしていくと 7,000 万円ぐらいになる見込みであります。今後の利率等によってもまた変わってくるので、あくまで予算編成時点のシミュレーションということになります。
菅原（史）委員	説明のときに、今のところ考えられるのは国債ということでお話しいただいたと思いますけど、長期国債というものが確かあるんですよね。20 年後と

発言者	発言要旨
庄司主査	して、その間にとしても資金が引き続き必要になった場合の対応はどのようになっているのでしょうか。 また、金利が高くなるということは、元本自体に魅力がなくなるから上がっていくような感じですけど、元本割れということも、もし日本がデフォルトしたらあるかもしれないし、そういったことをどう考えていますか。 まず運用期間については、かんがい排水基金の使用の目的からいっても最長でも 20 年というところで、長ければ長いほど利息は高いわけですが、とりあえず 20 年ということ考えています。 資金が必要になった場合の基金の取り扱いについては、かんがい排水基金は特定目的基金で一般財源として使うことができませんので、財源不足等の場合には財政調整基金等での対応になると思います。 元本割れの部分ですけども、基本的には途中でやめるということを考えてません。満期まで持てば、債権ですので、元金は返ってくるということでありますので、利息を見ながら途中でやめて運用したりするという投資家の方もいると思いますが、村の場合は公金ですので、基本的には満期まで持つという形で、そちらのリスクはないように運用していきたいと考えています。
菅原（史）委員	確かにお金には色がついてないので、国債を持ってるけど必要なときには他の財源から使っていくというようなことですよね。 国営事業は国営事業でありますけど、この後県営事業がもしかすると出てくるかもしれない、そういうときに県営は確か工事終了後すぐ償還開始になりますが、その部分についてはそのときの財政の状況によって判断していくということですか。
庄司主査	支払時期の財政状況やその時にどういう起債の仕組みがあるかによって、必要な分の起債を起こして交付税措置を受けながらその後償還、場合によっては繰上償還したりという形になるかと思いますが、いずれ委員のおっしゃる通り、そのときの財政状況や起債の制度の仕組み等によって判断することになるかと思います。
菅原（史）委員	この基金条例に反対ではありませんが、この基金が固定化していく、要は国債等の債券で固定化していくということは、その間その部分は基本的には使えないということなんで、使える選択肢は狭まるんですよね。 それも含めてどういうふうが一番有効な財政の運用がいいのかっていうの

発言者	発言要旨
	は今より高度な考えをしていかなきゃいけないので、その辺は十分よろしくをお願いします。
戸部委員	関連ですが、国営の工事に関して今回は20年という工期ですけども、工期が伸びる可能性も当然あると思います。その場合はやはり支払期間もその分延ばすということになるんですか。たしか工事が終わってから何年か支払い猶予期間もあったかと思うのですが。
薄井課長	国営事業の工事のことについてですけれども、今の時点で農林水産省からは八郎潟地区のかんがい排水事業については、令和21年度に工事本体が完了、そして令和22年度から3年間ににつきまして施設機能監視期間という期間を設けてます。特に軟弱地盤上に設置している用水路について、施工した後、適切にその機能が維持され、機能しているかということをして3年間まず様子を見るといった期間を設けております。こちらの用水路の施工部分については先ほど庄司主査が申し上げた通り24年度までなので25年度からの負担金が発生するといった考え方で今そこまで20年の運用ということで説明を申し上げたところでございます。
戸部委員	そうすると仮に延びた場合は、国債をそのまま所持しておくということで考えてでしょうか。
薄井課長	当初負担金の支払いも工事完了後からの支払いとなりますので、国債の積み立ても確かに20年満期であれば元金が戻ってくるんですが、その後短期間で有利な運用ができるのかその時の財政の運用状況はわかりませんが、いずれ基金として置いて、返すべき時期が来たらばその基金を使ってまいりたいと考えています。
菅原（史）委員	参考までに教えて下さい。今、国債は発行してる日銀がかなり持ってるんですけど、国債を買ってほしいと、どこからか依頼があったのでしょうか。
庄司主査	国債を買ってほしいということではないですけれども、証券会社の方からも説明はいただきました。県内でも、相当数の自治体が既に実施しているようです。全部ではありませんが、半分以上の自治体は既に実施しているということでした。長期間保有するこの基金の性格を考えても、国債をはじめとする有価証券で運用した方が、財源確保に資するものになるだろうというこ

発言者	発言要旨
	とで今回条例案を提出しているところです。
松本委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございますか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第7号「大湊村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案」に賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松本委員長	議案第5号は全会一致で可決すべきものと決しました。 次に、議案第12号「令和4年度大湊村一般会計補正予算案」の総務部門関係について、当局より説明を求めます。
宮田主査 相原主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	歳入部分につきまして、当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
三村委員	23ページの延滞金というのは具体的に何の延滞金なのでしょうか。
宮田主査	村税で過年度滞納繰越のあった方が完納した際に納めていただいている、いわゆる延滞金です。
戸部委員	ふるさと応援基金の寄附が大幅に減額されてるということですが、この中において、ふるさと納税がどこの市町村も上がってる中で、ここが下がってしまった要因というのが何なのかを教えてください。

発言者	発言要旨
小形谷主査	ふるさと応援基金寄附金につきましては1億4000万の実績を見込んでおります。今回減額になっている理由ですが、村内事業者の協力を得て返礼品の充実に努めているところではございますが、他の自治体との寄附の獲得競争になっているのが現状であります。
三村委員	今の関連で、餃子計画の餃子の人気が落ちたの大きいのかと思うんですけど、ホームページを見てみると返礼品の写真がいつも同じ写真が載います。例えば餃子計画のノンミート餃子はパッケージも変わって食べてみたら前より美味しくなったので、その辺のちょっと工夫ができないかなっていう思いがありますが、いかがでしょうか。
小形谷主査	事業者によって、それぞれ加工した写真をポータルサイトに載せたりしております。寄附される方が食べてみたいと思うような写真になるよう工夫するなど、寄附者の方の目に留まるように努めていきたいと思っております。
松本委員長	他にありませんか。 なければ歳出の説明をお願いします。
近藤議会議務局長 工藤主査 遠藤主査 宮田主査 進藤主査 小形谷主査 庄司主査 相原主任 岡田主任 西尾主事	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいまの説明について質疑を行います。 質疑ございませんか。
三村委員	過大借り入れっておっしゃったところがちょっとよくわからなかったの で、もう少し詳しく説明していただいてもいいですか。

発言者	発 言 要 旨
相原主任	平成 28 年度に地方公共団体金融機構より 250 万円の借り入れを行っております。 こちらにつきまして、昨年の 11 月に当機構から依頼を受けました秋田県により貸付金使途状況調査が行われ、本来借入金額は 200 万円が正當額だったところ 250 万円の借り入れを行っており、50 万円分の過大借り入れが確認されております。 当該資金につきましては既に元金償還が始まっておりますので、既に償還した元金分を除いて 41 万 4,000 円を今回繰上償還する予算となっております。
三村委員	移住定住の定住促進商品券の実績により減額というのがあったと思いますが、これはどれくらいその商品券が使われなかったということなのでしょう。
小形谷主査	手持ちの資料を持ち合わせておりませんので後ほど回答させていただきます。なお、定住商品券につきましては、その使用期間が 6 ヶ月のものから 2 年間のものまでありますので、今年度交付したものについても来年度使用された場合は、来年度の支払い業務になってくるということになりますので、必ずしもイコールにはならないということをご理解いただければと思います。
菅原（史）委員	公債費のところで利率が下がって元金が不足したという説明がありましたが、もう一度詳しく説明をお願いします。
相原主任	財政融資資金につきまして、利率変更に伴って今回元金を増額補正しております。元利均等償還により借り入れを行っておりますので、利率が下がることで元利償還分に係る利子分が減少し、元金分が増額することになりますので、今回予算計上するものになります。
菅原（史）委員	青色申告会補助金の増額については、説明では JA のシステムを分けるためということですが、村がその分の補助を出すということですが。
岡田主任	こちらは青申会からの要望により増額補正をしております。ネットワーク分離に係る費用のうち初期費用に係る部分について、村の方に負担をお願い

発言者	発言要旨
	したいということで増額の要望があり、それにかかる費用となっております。 なお、その後の維持管理費用についてはＪＡの方で負担をしていくことになります。こちらの背景につきましては、今回ＪＡ大潟村がサイバー攻撃を受けたことによって、これまで同一であったネット回線や、そういったシステム等の関連機器をＪＡから分離する等の指導が農林中央金庫からなされたということで、今回の増額の要望に至ったということになっております。
菅原(史)委員	経緯はわかりましたが、これは村で補助金を出すべきものなのですか。 サイバー攻撃があったのは確かにそうなのですが、その理由で向こうのシステム変更に対してどうして村が出さなきゃいけないのか、非常に疑問なんです。これはどういう判断をなされたんですか。
伊東課長	今回のこの青色申告会への補助金ですが、先ほど説明があったように農協の方でサーバー攻撃があったということで、今まで回線が一つだったものを二つに分けることになるので、それに伴いまして費用が発生しますとのことでした。 ネットワークを分離することによって初期費用として、ルーター等機器の更新をしなければならないということで、それに関しては村の方にも協力をお願いしたいということでした。協議した結果、初期費用については今回に限り支援することとし、今回の補正予算に上げたということでございます。
菅原(史)委員	要はＪＡと青申のシステムの問題じゃないですか。どういう場合に補助してどういう場合に補助しないんだっていうのが曖昧になっていると思うんですが、そこはどのように考えますか。
工藤副村長	このことについていろいろ相談したんですけども、まずは申告業務の事務をＪＡの青色申告会の方で担っていただいているということが一つあります。 税務事務の一部をそちらの方でお願いしてやっていたら、協力していただいているということで今回協議した結果、補助するということになったわけです。 それで周辺町村の青色申告という、大体商工会が窓口となって相談をうけているようです。今回の件について最悪の場合、ＪＡでやれなくなるとなると、役場の税務で支障もきたしてくるだろうということです。今後の維持費はＪＡさんの負担で４７万ぐらいですが、これからも協力していただきました。

発言者	発言要旨
	いということも含めて総合的に判断しまして、今回はこの金額でお願いしたいということです。
三村委員	地域おこし協力隊に関してですが、先ほどの説明で予定した人数が集まらなかったということでしたが、この活動費補助金が大体3分の1ぐらいしか使われてないんですけども、この活動に関してはこういったことが行われて1人いくら位という点をお願いします。
小形谷主査	活動費補助金につきましては1人当たり50万円を上限に、協力隊としての村おこしの活動に補助しているというものでございますが、当初4名分、200万円予定しておりました。今回、実績に伴い130万円減額するものものでございます。上限の活動費には至っておりませんが、カタマルシェの開催や視察研修、国際交流員の方と一緒に交流会を開催したりと、それぞれの活動に応じて補助金を交付しております。
三村委員	内容に関しては規制されたものは別がないということでもいいんですよ。
小形谷主査	特段規制しているものはございません。自分の活動、ミッションに応じた企画をそれぞれしていただいて、その経費に対して補助しているという形でございます。
三村委員	東京農業大学との包括連携協定事業が58万の減になってますが、これは事業が行えなかったということでしょうか。
小形谷主査	旅費や食糧費、講師の謝礼代ということでそれぞれ予算計上しておりましたが、オンラインで打ち合わせやミーティングを行いまして、それに伴い実績がなかったため減額しております。
三村委員	オンラインで済むと旅費とかかからなくていいわけですね。 これからもうこういう事業をやるときオンラインを利用するとかそういうことになるんでしょうか。
薄井課長	オンラインでやった方が事業進められる場合と、相互に訪問して、例えば現地調査をしているいろんな情報知見が得られるものもあるかと思いますので、両方を並行して利用しながら進めていく形に今後なろうかと思っております。

発言者	発言要旨
	す。本年の実績では 58 万円減額はしておりますけれども、東京農業大学との連携に関しましては引き続き連携はしております、産業振興課の方でも防災林の計画などに東京農業大学の先生の委員として加わって有益な助言を受けているというふうに伺っておりますので、決して全くやっていないというわけではございません。 ただ、企画費では実績の中で減額をさせていただいたといった形になりますのでよろしくお願いいたします。 他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	
松本委員長	暫時休憩いたします。(15:25)

令和5年第1回(3月)大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録
【 福祉保健課 】

招集年月日	令和５年３月９日（木）					
招 集 場 所	役場２階 「第１会議室」					
開 会 日 時	令和５年３月９日（木） 15:32～17:08					
出 席 委 員 （６名）	委員長	松本 正明	副委員長	黒瀬 友基	委 員	三村 敏子
	委 員	菅原 史夫	委 員	松本 誉	委 員	石井 雅樹
	※黒瀬副委員長、石井委員 途中入場					
欠 席 委 員 （０名）						
出席職員 （12名）	【福祉保健課】 課 長 北嶋 学 課長補佐 小野 朋也 主 査 米谷 朋浩 主 任 小貫 智美 主 任 木阪 望 主 事 角田 伸代 【保健センター】 【診療所】 主 任 渡辺 祥達 臨床検査技師 伊藤 茂美 【包括支援センター】 専門員 小瀧みゆき 【税務会計課】 課 長 伊東 寛 主 任 岡田 智子 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子					

付託事件	議案第 1 号	大潟村個人情報保護法施行条例案
	議案第 2 号	大潟村個人情報保護審査会条例案
	議案第 3 号	大潟村文化財保護条例案
	議案第 5 号	定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第 6 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第 7 号	大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案
	議案第 8 号	大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
	議案第 9 号	大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
	議案第 12 号	令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第 13 号	令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案

	議案第 14 号 令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
	議案第 15 号 令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
	議案第 16 号 令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
	議案第 17 号 令和 4 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
	陳情第 1 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

発言者	発言要旨
松本委員長	再開します。(15:32)
松本委員長	議案第 9 号「大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明をお願いします。
米谷主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原委員	病院によって多少は違うと思いますが、今の出産費用は大体いくらぐらいの自己負担になっているのでしょうか。参考までに教えてください。
米谷主査	現在の出産の費用は大体平均で 1 件 45～47 万円程度ということだそうです。
菅原委員	これまでの自己負担から引き算すると、今までの多少の負担が今回の費用がトントンぐらいになるということなんですね。 これだけ見れば、妊娠して出産する費用の面で、どうかなって感じにはならない部分があるので、いろんな形でプラスアルファ支援していくという意味合いなんでしょう。
松本委員長	他にありませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 9 号「大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 9 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 11 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課関係部分について、当局の説明を求めます。
小野課長補佐 米谷主査 渡辺主査 小貫主任 木阪主任 角田主事 伊藤技師	【資料に基づき説明 】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑を行います。 質疑ございませんか。
菅原委員	エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業の扶助費と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の扶助費ですが、これは低所得者向けの事業でしたでしょうか。
小野課長補佐	エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業につきましては住民税非課税世帯の方とひとり親世帯が対象となっております。 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業につきましては住民税非課税世帯が対象ということになっております。
菅原委員	先ほどの当局の説明で、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業の方が 57 世帯で電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業は 90

発言者	発言要旨
小野課長補佐	世帯ということは、対象の範囲が広い方が実績が少ないということですか。 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業につきましては、施設の入所者や県立大生も対象として入っておりますので、その分実績が多くなりました。
菅原委員	わかりました。 次に、保健センター費の繰越明許についてですが、健康管理システムの健康カルテのデジタル化も行うのでしょうか。 また、母子モと連携させるということもあるのでしょうか。
渡辺主査	健康管理システムについては、菅原委員のおっしゃるとおり、デジタル化します。 出産・子育て応援給付金の交付を受けるためにアンケート等の記入があるんですけども、そちらの内容や必要な情報を健康管理システムで管理していくということになります。母子モとの連携については、今回は連携までは行いません。連携について検討はしたんですけども、こちらの出産・子育て応援交付金の上限が200万円だったのですが、母子モの連携を行うには全部で360万円くらいの経費が必要という見積もりでした。 村の出生数は年間10人から20人程度ですので、そのくらいの数の管理を行うのに、村の持ち出しが160万円くらいかかるというのは、費用対効果の面で疑問があるということで、今回の補正で計上したものにとどめております。
菅原委員	わかる部分もありますが、母子モをスマホに入れてお母さん方がそれ一つで検診や予防接種も含めて、全ての子育てに関わるものが本来そこから全部発信できる。それらやいろんな情報が、全部カルテの中に入ってくる。それが国が進めているデジタル化だと思います。 国は今、一生懸命、他の分野でもデジタル化ということでやっていますので、いずれは取り掛からなきゃいけない話なんじゃないでしょうか。だとするならば、今補助金200万からあるというお話だったので、それを満額使って、プラスアルファでも今全てやっておいた方が良くないかと私は思います。 いずれ、今デジタル庁もできていろんな形でマイナンバーカードも含めてデジタル化を国の方は急速に進めてますよね。 ということは、こういうものを利用して今のうちにやっという方が後々のた

発言者	発言要旨
北嶋課長	めにもいいと思います。その辺どうでしょうか？ 菅原議員ご指摘の通りであると考えております。 予算の査定時の際に、こちらの認識が少し甘かったなということであります。 おっしゃる通りもうこれから国のデジタル化に向けて、本来であれば多少持ち出しが多くてもやるべきではあったかなというふうに考えております。先ほども申し上げたとおり上限 200 万円の交付金は今回限りということではあります。機会があることにもう少しアンテナを張りまして、あるいは将来的なことを考えて今後は予算措置等々をやっていきたいと思います。 今回については説明した通り費用対効果というものを考えてしまった結果ということになります。
菅原委員	これは、もう国の方に申請したんですか。
北嶋課長	現在はまだ申請しておりません。 令和 4 年度中に事業化し、改修が完了しないということでの繰越明許ということになります。
菅原委員	それならば、連携を含めて、来年度やるというプラスアルファを何か考えた方が良くないのでしょうか。 やはり昨日から一般質問でもいろいろ出てるように子育て支援へのいろんな要望が保護者も含めてありますし、なるべく要望に添えるものは、いろいろ検討していかなきゃいけないと思います。そのデジタル化することによって、予防接種も村内でなく村外のものも全部データとして自動的に入ったりもすると思います。母子モひとつで全てが揃うのであれば、今回、補助金を満額使って全部デジタル化していくというような形でやることを前提に何か方策はないのでしょうか。 予算のくくりを変えるのは難しいかもしれませんが、何かいい方法を考えて、来年度に向けて満額 200 万もらう方法を考えてください。
北嶋課長	【黒瀬副委員長、石井委員入場】 申請は令和 5 年度中ということになります。 申請期限ははっきりしないですが、令和 5 年度になってから 6 月議会の際

発言者	発言要旨
	に、再度精査して申請できるものであるならば補正等で対応していきたいと思います。
菅原委員	何とか対応していただいて、最高のデジタル化をお願いします。
北嶋課長	利用者の最大の利益になるよう努めたいと思います。
松本委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結します。 次に、議案第 13 号「令和 4 年度、大潟村診療所会特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
伊藤技師	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 13 号「令和 4 年度、大潟村診療所会特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。

発言者	発言要旨
	よって、議案第 13 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 14 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
米谷主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原委員	歳入の国保税の減額補正なんですけど、一般会計の村税の方は増額補正してるんですよ。国保税も平等割や所得割等あるかと思いますが、大きな額の減額補正になっていて、その辺の村税の算定する場合の情報と国保税を徴収する場合の情報はどういう関係になっているんでしょう。 こちらは 4,000 万の減額補正、向こうは増額補正という形になってて、その辺を教えてください。
岡田主任	まず予算の補正額の誤差が生まれているということになんですけども、一般会計の住民税の当初予算の組み方は過去の実績や農業所得等の見込みによって当初予算額を積算しているものであります。 一方で、国保税につきましては県の納付金額が県の方から内示額として示され、そこから他の歳入部分について、福祉保健課の方で他の歳入部分を引いてなお残った部分について税の必要額ということでそちらを県の割合通り予算額としてもものになりますので、所得の見込み等によるものではないことがまず一点挙げられます。 こちらについては今回差額が出てしまったのは、元々村民の急激な負担増を避けるために基金の繰入を視野に入れて税率をまず設定しておりました。そのため、予算額と調定額にまずどうしても差が生じてしまうものとなります。さらに、先ほど説明の方でありましたけれども当初、6 月の条例改正等の際に説明した約 4,600 万円の基金の繰入を想定して税率改正を行っておりましたが当初算定した際の所得よりも減収が大きく出てしまったことによってその所得の見込みが甘かったということになります。実際のシミュレーションより 2,700 万ほど差が生じてしまっていたことが賦課後にわかりました。そういった差が生じてしまっていたということで、今回の減額の金額となります。

発言者	発言要旨
菅原委員	村税の所得の傾向やその辺とは必ずしもリンクしないということをなん でしょうけど、ただ、国保税も所得割ってというのが当然あるし、どのぐらい の見込みで前年度の所得がなってるのかも、ある程度指標としてはあると思 うので、その情報は共有されても良いのではないのでしょうか。
北嶋課長	金額については国保連合会の方からこちらの方に連絡が来まして、その金 額をもとに税務会計課の方で積算等々するわけなんですけど、その際には十分 協議しながらやっております。税率の設定等については税務課の方で賦課す る状況になっております。
松本委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。 賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 14 号「令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」 について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 14 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 15 号「令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」 について、当局の説明を求めます。
松本委員長	休憩します。(16:44) 再開します。(16:46)
松本委員長	あらかじめ、委員会の時間を午後 6 時まで延長したいと思いますが、ご異

発言者	発言要旨
松本委員長	議ございませんか。 【なしの声】 委員会を午後 6 時まで延長いたします。 それでは次に議案第 15 号「令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
木阪主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。
松本委員長	【なしの声】 それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 15 号「令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
松本委員長	【全員挙手】 全会一致であります。 よって、議案第 15 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 16 号「令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
小野課長補佐	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 16 号「令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 よって、議案第 16 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に、議案第 17 号「大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
木阪主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただいま当局より説明のありましたことについて、質疑および意見を求めます。質疑ございませんか。
松本委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 17 号「大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。

発言者	発言要旨
松本委員長	よって、議案第 17 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。 ここで、本日の審議を終了し、休憩いたします。 再開は、翌日（3 月 10 日）の午前 9 時 00 分とします。 （休憩 17:08）

令和 5 年第 1 回（3 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録
【 教育委員会 】

招集年月日	令和 5 年 3 月 9 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 5 年 3 月 10 日（金） 9:00～10:24		
出席委員 (6 名)	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委 員 三村 敏子
	委 員 菅原 史夫	委 員 戸部 誉	委 員 石井 雅樹
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (10 名)	【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 【教育委員会】 教育長 北林 強 次 長 宮田 雅人 主席次長補佐 伊藤 昌人 (兼) 指導主事 主 査 小林 豊 主 査 池田 龍成 主 任 畠山 友伴 主 事 高橋 真也 主 事 太田 翼 主 事 竹田 美輝		

付 託 事 件	議 案 第 1 号	大潟村個人情報保護法施行条例案
	議 案 第 2 号	大潟村個人情報保護審査会条例案
	議 案 第 3 号	大潟村文化財保護条例案
	議 案 第 5 号	定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 6 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 7 号	大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 8 号	大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 9 号	大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
	議案第 12 号	令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第 13 号	令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
	議案第 14 号	令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
	議案第 15 号	令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
	議案第 16 号	令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
	議案第 17 号	令和 4 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
	陳 情 第 1 号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子ども

	たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情
--	--------------------------

発言者	発言要旨
	(再開 9:00)
松本委員長	昨日(3月9日)に引き続き、委員会を再開いたします。 議案第3号「大湊村文化財保護条例案」について当局の説明を求めます。
小林主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。
菅原(史)委員	この条例をつくって今すぐ指定しなければならないものはありますか。 周辺市町村は歴史があつたりしますが、村は誕生して約60年です。歴史的にまだ浅い中で今すぐ指定するべきものはありますか。また、個人の所有物が指定される場合、何か制約はありますか。例えば指定された場合に拒否する権利がある等、その点を教えてください。
北林教育長	1点目の質問については私がお答えし、2点目については小林主査からお答えします。 数年前から村内の文化財や書籍等に詳しい方から私に文化財について何度かお話しがありました。文化財保護法の指定対象になるものは作られてから50年以上経っていることが条件です。そこで、まずは村の三角屋根のモデル住宅を指定して文化財保護の意識の醸成をはかってほしいという要望がありました。 昨年11月、文化庁の方からおいでいただいて三角屋根の住宅と公民館の展望台等を見ていただいたところ、十分文化財に値するとのことでした。特に公民館の建物の構造に関心を持たれ、これはよい文化財だというお話をいただきましたが、現在のところ、そこまで範囲を広げる予定はありません。
宮田次長	この条例は文化財を村が指定することになりますが、教育長から今紹介があったことは国の登録文化財のことです。三角屋根の住宅については国の方に登録することとして、村の文化財指定については現在のところ、特にこれといったものはございません。
小林主査	二つ目の質問について、条例案第3条に、指定する場合は教育委員会は所

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	有者の同意を得なければならないとありますので、同意があつて初めて指定することとなります。指定された場合の制約として、例えばそれが家屋であれば改修する際、その文化財の特徴的な部分を変更しようとする場合には教育委員会に申請して許可を得なければ改修できないということがあります。文化財の改修に多額の費用がかかる場合には、村からの補助金という形で費用を負担しながら文化財を保護しようという考えに基づいておこなうものです。 所有者の同意がなければ指定できないということですね。 参考までに、国の指定に申請する文化財は、村の指定するものとは一致しないというという考えでいいのでしょうか。
小林主査	先ほど教育長がお話ししたのが国の登録制度というものです。国で文化財指定となると重要文化財となり、非常に価値の高い日本刀や城などが例として挙げられますが、一方で国の登録制度というのは平成８年に始まり、改修等が必要になっても、必要なのは届出だけで指定よりも少し緩い制度となっております。 この登録制度で国に申請すると国有有形文化財として登録されますが、その物件を村で指定しようとする国との登録を外さないといけません。あくまでも指定のほうが格が上という制度になっております。先ほど説明があつた三角屋根の住宅は国の登録有形文化財としての申請です。
菅原(史)委員	指定した場合、それに何か看板みたいに表示するのですか。例えばよく国でもあるようにです。この条例で指定された場合には、大湊村文化財指定などそのような看板を設置する予定ですか。
小林主査	やはり重要なものを村の方で指定した場合には、その文化財を守ることと活用するというのがこの文化財保護条例の目的になっています。条文に活用という文言がありますが、やはり看板等を設置して多くの人に見てもらうという取り組みも合わせての指定という考えになってくると思います
石井委員	大湊村の文化財ということですが、これは例えば入植者が出身地から持ち寄ったものも対象になるもののでしょうか。

発言者	発言要旨
小林主査	なり得ます。
戸部委員	この条例案の第2条に文化財の定義として4つありますが、この中で第4号にある記念物や動植物について、括弧書きで生息地、繁殖地というふうに書かれています。これは村に当てはまると思います。現在、国営事業も行われている中で今後様々な工事等も入ってきますが、文化財の指定によって、このようなことに対して支障等は出てきますか。
北林教育長	大潟村の限られた地域の中ですので、例えば動物であれば、様々な鳥類を始め対象となってくると思います。申請にあたっては機械的に行うわけではなくて、村の方や関係者といろいろ協議をしながら進めることとなります。 なお、準備委員には文化系の方だけではなく、鳥類その他、植物等に詳しい方にもなっていていただいております。それぞれの兼ね合いは十分考慮しながらであり、条例が優先ということではありません。貴重な文化財を守るという目的はありますが、工事といった作業も当然優先すべきものですので、この点はこれからの課題になっていくだろうと思います。
戸部委員	例えば私の感覚で言えば、以前村で進めていたラムサール条約の締結の認識ばかりあり、あまり文化財というものに意識はありませんでした。 仮に文化財になった場合、村の意向でそれを保護し、できるだけ手を加えないように補助金を活用しながらおこなうという考え方ですか。
北林教育長	そういう考え方もあると思いますし、必ずしも補助金が必要でないものもあります。例えば方上地区にイトクズモという植物があるのですが、これは国内でも貴重な植物で、これについては準備委員会でも話題になりました。 それをどうやって保護するかというようなことを、文化財保護条例が制定され委員会ができれば、協議をして進めていくこととなります。他ではチュウヒもそうだと思いますし、いろんな植物等々も対象にはなりますが、あくまでも文化財保護の観点です。工事を進めるにあたって大きな支障が生じるというようなケースも、以前ラムサール条約を進めたときに、猟友会の方々から多くのご意見を伺ったと思います。そのようなこともありますので、条例が最優先ということではないということをご理解いただければと思います。
戸部委員	村の土地は個人所有、村、県、国とそれぞれ所有が違っていますが、これ

発言者	発言要旨
北林教育長	に関係なく村にあるものは村が指定できるということで、あくまでもそれぞれが条文でうたっている管理者であるという考え方でおこなうということですか。 その通りです。先ほど菅原委員からもご質問がありましたが、この条例にあるとおり、個人所有のものの指定には当然、所有者の了解が必要です。例えば、建築から 100 年も経っているような住宅が北秋田市の私の自宅の近くにあり、指定を受けてますが、ここには実際に人が住んで生活しております。このように市の方で指定するにあたっては長い時間をかけて所有者に理解をいただき、文化財として活用してるところもございます。 先ほど話にあった三角屋根のモデル住宅ですが、現在、国際交流員のアンドレアスさん夫妻が住んでますが、住んでいても支障のない範囲で指定はできます。ただ、大きな改修はできず、外観を替えることができないという難しい面がありますので、当人の了解を得るということは当然です。
三村委員	もし村民の方等からこれも文化財になるんじゃないかと、いくつも様々な時期に提案された場合は、それら一つ一つに対して審議会を開きますか。それとも審議会を開くには条件がありますか。
小林主査	文化財の審議にあたっては大潟村文化財保護審議会を設置して審議しますが、指定するのは教育委員会ですので、そのような文化財が出てきたときに初めて、この審議会に諮り意見を求めるということになります。教育委員会でもこの文化財を守って活用していこうというものが出たときに審議会を開会するという運びになるかと思います。
北林教育長	説明の通りですが、窓口はあくまで教育委員会ですので、教育委員会の中で精査しながら、必要に応じて審議会に諮っていくということですので、上がってきたから何でもすぐ審議会に諮るというわけではございません。 まずは文化財に該当するのか教育委員会内部で審議することになると思います。周辺の市町村もそのように進めていると思います。
黒瀬副委員長	第 9 条の管理または修理の補助の部分ですが、多額の経費を要する場合で、負担に耐えられない場合は予算の範囲内で補助金を交付することができるとなっています。これはあらかじめ、ある程度修繕費を積み立てておいてというのではなく、文化財に修繕の必要が生じたときに、そのための予算を

発言者	発言要旨
小林主査	組んで補助金を交付するという理解でいいですか。 黒瀬委員のおっしゃる通りです。 この条例が制定されましたら 3 月の定例教育委員会の方で施行規則の方も上げることとなっております。その中で大潟村文化財保護審議会の会議、各種届け出の様式等を定めますが、管理者が多額の費用が必要になったときには教育委員会に申請するという事になっています。教育委員会の方でその予算がやはり必要となった場合には大潟村の当初予算、もしくは補正予算の方に上げて審議いただいて補助金を予算化し、その後に補助金を交付するという流れになります。
北林教育長	参考までに、重要文化財はお金がかかるものですが、重要文化財で皆さんもご存知のとおり、県立博物館から 2 キロほど離れたところに旧奈良家の茅葺き屋根の住宅があります。それも県の管轄ですが、屋根が茅葺きで、20 年に一度全面葺き替えしなければなりません。 私が以前県立博物館に勤務していたときも 20 年に一度 6,000 万ほどかかりました。そもそも茅葺き職人が県内に数少ないということと、茅そのものがないのです。その住宅は国と県がそれぞれ予算を持って 20 年間維持しています。村指定の文化財の場合も必要なものが出来れば予算措置をお願いしてまいります。
菅原(史)委員	先ほどの話で、修繕にはかなりの金額がかかることも想定されますが、例えば指定されたあとに所有者がどうしても家を改築しなければいけないという場合に自分から解除を申請できるという文言を入れておいた方がいいと思います。指定されたら村から解除しない限りは、所有者は解除できないというのはいかがなものかと思います。その運用については何か明文化しておいた方がいいんじゃないかと思います。 それについてどうお考えになりますか。
北林教育長	確かにそのような事例は出てくると思います、いろいろなケースが想定されますので十分考慮していきたいと思います。
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
松本委員長	ないようですので、討論を行います。 討論はございませんか。 【なしの声】
松本委員長	討論を終結し、採決を行います。 採決は挙手によって行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 3 号「大潟村文化財保護条例案」について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 議案第 3 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
小林主査	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を行います。 討論はございませんか。 【なしの声】
松本委員長	討論を終結し、採決を行います。 採決は挙手によって行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案の通り決定することに賛成の方

発言者	発 言 要 旨
松本委員長	の挙手を求めます。 【全員挙手】 全会一致であります。 議案第 6 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 8 号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を求めます。
畠山主任	【資料に基づき説明】
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。
三村委員	今までは罰を与えることを許されていたということでしょうか。
畠山主任	懲戒権に関しての規定を先ほど読み上げましたとおり、しつけを理由にその児童に対して何か行為をする場合については、身体的苦痛や人格を辱める等の行為をしてはならないというような書きぶりがありました。しかし、その懲戒という行為そのものについての記載が今後できないということになりますので、その部分を削除という考え方になります。
宮田次長	これまではしつけを理由に権利を濫用してはならないという書きぶりでした。しつけだったら濫用じゃなければいいという捉え方ができる内容だったため、その部分を削除したというイメージです。
菅原(史)委員	意味は非常によくわかります。 しかし懲戒権の文言を削除して、逆に懲戒してはならないという文言がなければ懲戒権自体が肯定も否定もされないことになるのではないのでしょうか。そのことはこの条文の中で全て網羅されていますか。
宮田次長	懲戒が必要な場合もあると思うんですけども、そういった場合もやはり指導なり教育なり、その範疇の中でおこなってくださいという捉え方です。
菅原(史)委員	しつけという名の懲戒はしてはならないという意味合いの文言は入って

発言者	発言要旨
宮田次長	ないということですね。 第 25 条に虐待等の禁止の文言が既にあります。しつけを理由とする体罰自体が否定されています。 しつけを理由に罰を与える権限を濫用してはならないが、濫用していなければ罰を与えてもよいという捉え方ができる条文を削除するということです。
松本委員長	休憩します。(9:42) 再開します。(9:48)
松本委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、討論を行います。 討論はございませんか。 【なしの声】
松本委員長	討論を終結し、採決を行います。 採決は挙手によって行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 8 号「大湊村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 議案第 8 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 12 号「令和 4 年度大湊村一般会計補正予算案」の当委員会に付託されている教育委員会に関する部分について当局より説明を求めます。
池田主査	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
畠山主任 小林主査 高橋主事 太田主事	
松本委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑ございませんか。
黒瀬副委員長	82、83 ページの国際教育推進事業と 85 ページの芸術鑑賞教室鑑賞料について、いずれも全額減額かと思いますが、事業自体はすべておこなわれているという理解でいいでしょうか。
畠山主任	国際教育推進事業の方について、ご説明が足りませんでしたので補足で説明させていただきます。 こちらの事業は 57 万 8,000 円の予算全て減額となります。こちらは国際教養大学と小中学校との交流事業ですが、今年度は新型コロナウイルスの影響を考慮し、オンラインによる交流を実施したため移動を伴う交流は行っておりません。そのため実績見込みに応じた減額ということになりますが、参加していただいた学生さんたちに対しては謝礼として図書カードの配布を行っております。その配布については事務局にある在庫で対応しておりますので、新規の購入等は行っておらず事業費としては全て減額という形になります。未執行の事業ではないという点をご理解いただければと思います。
池田主査	芸術鑑賞教室鑑賞料につきましては、中には無償でやってくれる団体等もあります。20 万円の予算はとってはいますが、令和 4 年度は無償で対応いただいたために全額減額するという事になっております。
三村委員	87 ページのこども園費の会計年度任用職員の報酬の減額ですが、これは例えばコロナの影響で休園が多かったため減額になったのでしょうか。
畠山主任	この減額の理由は、まずは会計年度のパートの方の働き方がそれぞれ人によって違うという点です。週何回、何時間というのが人によって違う雇用をしておりますので、年度によって額の増減が出てくるという部分もございます。 それに加えて今年度当初、パート職員として採用を考えていた方が、常勤の方の採用ということにもなった経緯があり、大幅な減額となったと捉えて

発言者	発言要旨
	おります。コロナによる減額ということではないという認識です。
三村委員	保育士が足りなかったためということではないということでしょうか。子供の数が減っているので気になっています。
畠山主任	実際、こども園において保育士は全国的に不足しているというような現状にはありますが、今年度につきましては保育士不足による減額ということとはございませんので、適切に対応できたと考えております。
松本委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので、議案第 12 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の質疑を終結します。当局は関係課の課長を呼んで下さい。
松本委員長	休憩します。(10:17) 再開します。(10:23)
松本委員長	休憩前に引き続き討論を行います。討論ございませんか。
	【なしの声】
松本委員長	ないようですので討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 12 号「令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案」の総務福祉教育委員会に関係する部分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
松本委員長	全会一致であります。 議案第 12 号の総務福祉教育委員会に関係する部分について、全会一致により可決すべきものと決しました。

発言者	発言要旨
松本委員長	休憩します。(10:24)

令和 5 年第 1 回（3 月）大潟村議会定例会
総務福祉教育常任委員会 会議記録

【 総務企画課・福祉保健課・税務会計課・議会事務局 】

招集年月日	令和 5 年 3 月 9 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室」		
開 会 日 時	令和 5 年 3 月 10 日（木） 10:28～11:02		
出席委員 (6 名)	委員長 松本 正明	副委員長 黒瀬 友基	委 員 三村 敏子
	委 員 菅原 史夫	委 員 戸部 誉	委 員 石井 雅樹
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (7 名)	【特別職】 【議会事務局】 副村長 工藤 敏行 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 薄井 伯征 主 査 進藤 智哉 主席次長補佐 (兼) 指導主事 伊藤 昌人 【教育委員会】 教育長 北林 強 次 長 宮田 雅人 主 査 小林 豊 主 事 高橋 真也		

付 託 事 件	議 案 第 1 号 大潟村個人情報保護法施行条例案
	議 案 第 2 号 大潟村個人情報保護審査会条例案
	議 案 第 3 号 大潟村文化財保護条例案
	議 案 第 5 号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 7 号 大潟村かんがい排水施設整備基金条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 8 号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 9 号 大潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
	議 案 第 12 号 令和 4 年度大潟村一般会計補正予算案(8)
	議 案 第 13 号 令和 4 年度大潟村診療所特別会計補正予算案(4)
	議 案 第 14 号 令和 4 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案(3)

議案第 15 号	令和 4 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案(2)
議案第 16 号	令和 4 年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案(3)
議案第 17 号	令和 4 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案(1)
陳情第 1 号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

発言者	発言要旨
松本委員長	再開します。(10:28)
松本委員長	次に、陳情第1号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」について議題といたします。各自黙読を求めます。 【資料黙読】
松本委員長	資料の黙読が終わりましたので意見を求めます。意見ございませんか。
菅原委員	普天間基地の危険性は前から言われてまして、辺野古への移設ということで国も動いています。しかしその間もこの基地は利用されています。このことについては危険がないように意見を出されるべきなので採択に賛成です。
松本委員長	他にございませんか。
戸部委員	私も採択に賛成です。このコドソラという団体は、フェイスブックを見ると、子どもの保護者の方々が組織されているということで、非常に危険なものを抱えてる沖縄において、やはり自分たちの子供たちは自分たちで守っていくというふうな考え方には私も賛同できるなと思いますし、ぜひこの陳情に関しては賛成の意思で臨みたいと思います。
松本委員長	他にございませんか。
石井委員	まず第1に国防というものを考えなくてはいけないと思いますが、小学校や保育園の位置関係がちょっとわからないので何とも言えないですが、でもやはり上空を飛ばないでくれということは当然配慮してしかるべきだと思います。陳情はまず子供を守りたいということなので、それは十分保護者として当たり前と思うことだと思いますので、消極的な採択賛成ということでは

発言者	発言要旨
	お願いします。
松本委員長	他にございませんか。
三村委員	確か基地に近かったはずで、いろんな意見があつてなんでそんな近いところに建てたんだっていうのもありましたが、元々そこにあってそこへ基地が作られたっていうことですので、やはり危険な状態がずっと続いているということは、何とか解決しないといけないと思いますので、この意見書は採択すべきものと思います。
松本委員長	他にございませんか。
黒瀬副委員長	基本的には賛成です。内容的にも問題はないんですが、その意見書も含めてですけれども、一定の学校が上がってるのもどうかなと思いますが。 特に今課題になってる部分かなと思いますので、全体的に学校、子供の環境を整備することと安全を守るのが大事なかなと思っています。
松本委員長	他にございませんか。 【なしの声】
松本委員長	ないようですので、採決いたします。 陳情第1号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
松本委員長	全員挙手であります。 よって、陳情第1号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」については、全会一致により採択すべきものと決しました。 以上で、当委員会に付託のありました案件はすべて終了しました。 これで、総務福祉教育委員会を閉会します。

発言者	発言要旨
	(閉会 11:02)